

地域内フィーダー系統に係る地域区分の見直し要望について

【概要】

路線バス等の赤字路線に対する国庫補助活用に向け、補助対象費用の算出に扱う「東北地域キロ当たり標準計上費用（以下、ブロック単価）」が実際の費用との乖離が大きいため、実質赤字である事業者が計算上黒字とみなされ、ほとんどの系統が補助対象とならない現状がある。そのため、地域の実情に応じた補助金額となるよう、ブロック単価の地域区分の見直し（青森県及び岩手県、宮城県、福島県）が必要である。

【国庫補助活用に向けた課題(ブロック単価)】

- ・ 補助対象系統の費用から収益を控除した額の1/2が補助金交付額
- ・ 費用の算定式について、下記の通り

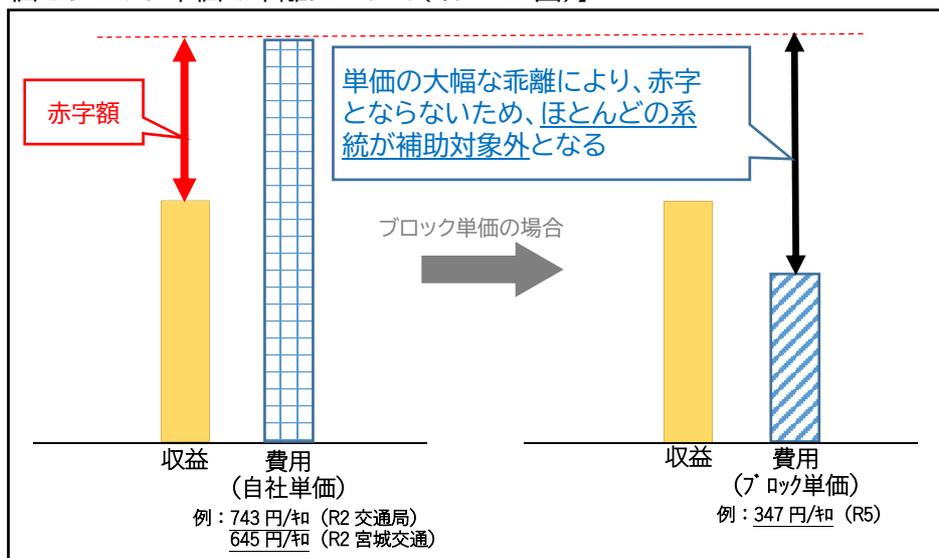
$$\text{ブロック単価 (円/キロ)} \times \text{補助対象系統の走行キロ} = \text{費用}$$

☞ ブロック単価について

青森県及び岩手県、宮城県、福島県の地域内事業者の平均値から算出されており、宮城県は都心部の交通渋滞による走行速度の低下等の理由から、交通事業者の自社単価が東北ブロックの他県に比べ高くなっている。

そのため、実質赤字である系統が補助対象費用の算定上、黒字となるため、ほとんどの系統が補助対象外となる（下記イメージ図参照）。

【自社単価とブロック単価の乖離について(イメージ図)】



国自旅第44号
令和4年5月11日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
中部運輸局交通政策部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

令和5年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助ブロックごとに定める標準経常費用について

令和5年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）別表2及び別表4の補助ブロックごとに定める地域キロ当たり標準経常費用は別紙のとおりとするので、関係者への周知方よろしく取り計らい願います。

令和5年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)計画認定申請に係る地域キロ当たり標準経常費用

(単位:円)

地域区分	※30年度	※R1年度	※R2年度	路線型運行		適用地域
				一般乗合旅客運送事業		
				地域キロ当たり 標準経常費用 ((A+B+C)/3)	(前年度単価)	
北北海道	A 310.39	B 313.70	C 328.04	317.37	(310.30)	旭川、帯広、釧路及び北見運輸支局管内
南北海道	410.25	414.92	483.59	436.25	(406.14)	札幌、函館及び室蘭運輸支局管内
東北	339.98	351.73	350.51	347.40	(340.62)	青森県、岩手県、宮城県及び福島県
羽越	353.24	358.97	375.64	362.61	(352.03)	秋田県、山形県及び新潟県
長野	482.31	487.64	466.69	478.88	(478.05)	長野県
北関東	317.24	329.68	350.35	332.42	(316.72)	群馬県、栃木県及び茨城県
千葉	475.22	482.05	465.80	474.35	(472.45)	千葉県
武蔵・相模	528.23	536.85	542.13	535.73	(524.25)	埼玉県、東京都三多摩地区及び神奈川県(京浜及び山梨・静岡ブロックに属する地域を除く。)
京浜	612.88	629.56	630.42	624.28	(595.28)	東京都特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、川崎市及び横浜市
山梨・静岡	408.32	436.34	450.21	431.62	(413.60)	山梨県、静岡県及び神奈川県西部
東海	384.71	392.64	406.91	394.75	(383.10)	愛知県、三重県及び岐阜県
北陸	408.47	423.15	432.04	421.21	(409.64)	福井県、石川県及び富山県
北近畿	403.42	412.62	412.60	409.54	(402.65)	滋賀県、京都府及び兵庫県(京阪神に属する地域を除く。)
南近畿	463.72	466.37	450.43	460.17	(460.92)	奈良県及び和歌山県
京阪神	540.75	551.81	552.54	548.36	(534.11)	大阪府、京都府(京都市を含む大阪府に隣接する地域)及び兵庫県(神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域)
山陰	256.39	267.17	286.71	270.09	(259.58)	鳥取県及び島根県
山陽	383.84	394.71	404.31	394.28	(382.93)	岡山県、広島県及び山口県
四国	324.83	329.70	330.87	328.46	(324.50)	香川県、愛媛県、徳島県及び高知県
北九州	401.08	409.97	409.11	406.71	(401.01)	福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県
南九州	287.33	295.98	310.87	298.05	(286.51)	熊本県、宮崎県及び鹿児島県
沖縄	240.28	243.11	244.39	242.59	(236.31)	沖縄県

注) ※は会計年度(4月~3月)である。

(案)

R 5 仙交協第〇号
令和5年5月24日

国土交通省 総合政策局 地域交通課長 殿

仙台市交通政策推進協議会
会長 〇〇 〇〇

地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助対象経費算定に扱う
地域キロ当たり標準経常費用の地域区分見直しに関する要望

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、仙台市交通政策推進協議会の活動推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、仙台市では、市民の皆様や交通事業者とともに持続可能な移動手段を確保していくため、地域の実情に応じた公共交通のあり方や、各種施策について仙台市交通政策推進協議会の意見等も踏まえ、令和4年3月に「仙台市地域公共交通計画」を策定しております。

持続可能な移動手段の確保に向けては、地域公共交通計画に基づく個別施策の着実な推進や、地域公共交通の確保・維持・改善の支援を目的とした地域公共交通確保維持改善事業費補助金等も活用しながら施策に取り組むこととしております。

当該補助金のうち「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の活用にあたり、補助対象事業者である活性化法法定協議会として、下記の事項について要望いたします。

貴職におかれましては、何卒ご賢察のうえ、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

【要望事項】

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助対象経常費用算定に扱う東北地域の単価（以下、「東北ブロック単価」という。）の適用地域は、青森県及び岩手県、宮城県、福島県で構成されています。

東北ブロック単価により補助対象経費の算定をした場合、別紙の通り、実際の経常費用と大幅な乖離があるため、交通事業者の収支では実質赤字であっても補助対象とならない現状があります。

そのため、市民生活を支える移動手段の確保に向け、東北ブロック単価の地域区分を、地域の実情に応じた「宮城県単独単価」に見直しを行うことを要望します。